

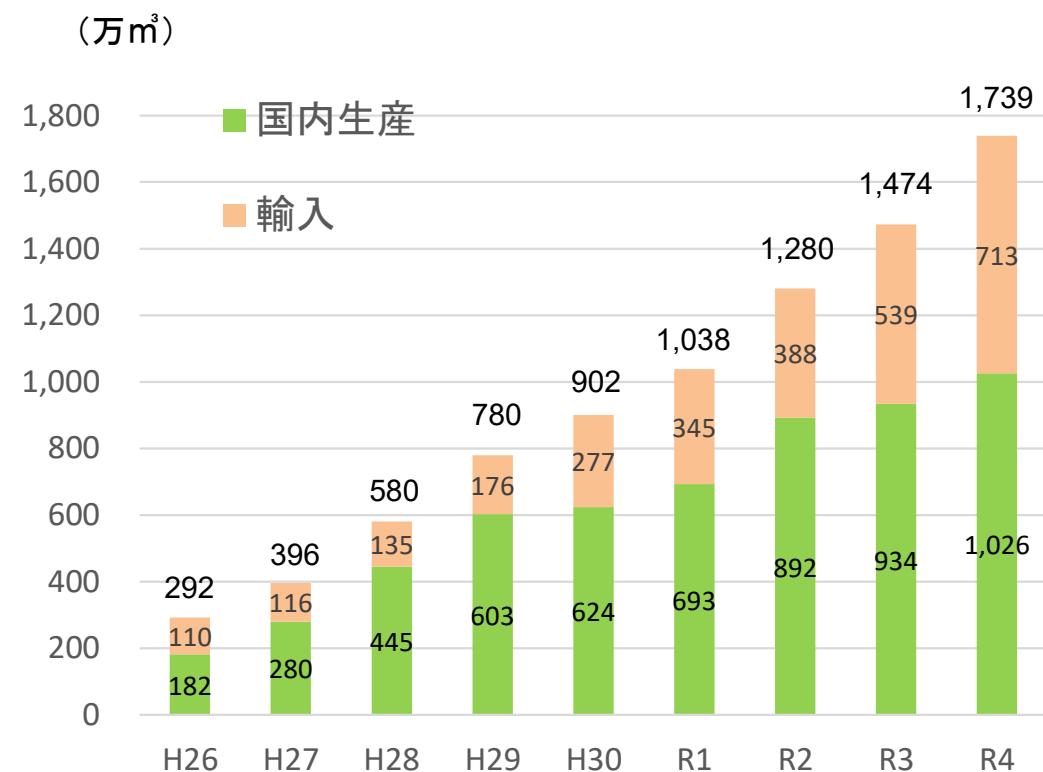
令和7年度  
木質バイオマス関係予算の  
概算要求について

令和6年9月  
林野庁 木材利用課

# 木質バイオマス利用の現状と課題

- ◆ FIT/FIP認定を受けた木質バイオマス発電所の増加等により、燃料材の利用量は年々増加。
- ◆ 林地残材の利用率は3~4割と低位。木質バイオマスのエネルギー利用を進めるためには、林地残材の一層の活用が不可欠。
- ◆ エネルギー効率を高める観点からは、熱利用・熱電併給を積極的に進めることが重要。

## ◇ 燃料材利用量の推移

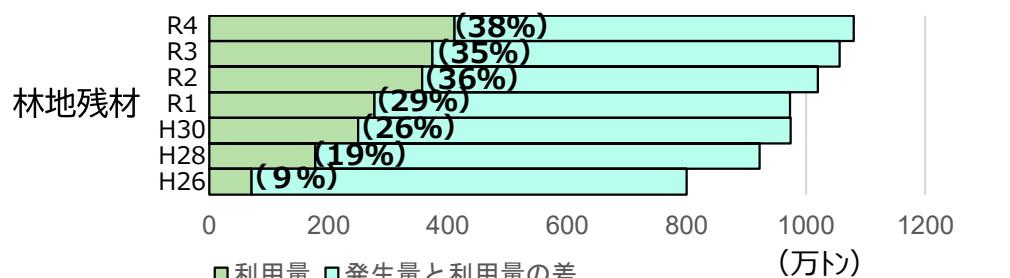


注1:「燃料材」とは、木炭用材、薪用材、燃料用チップ等用材

注2:四捨五入の関係で計が一致しないことがある

資料:林野庁「木材需給表」

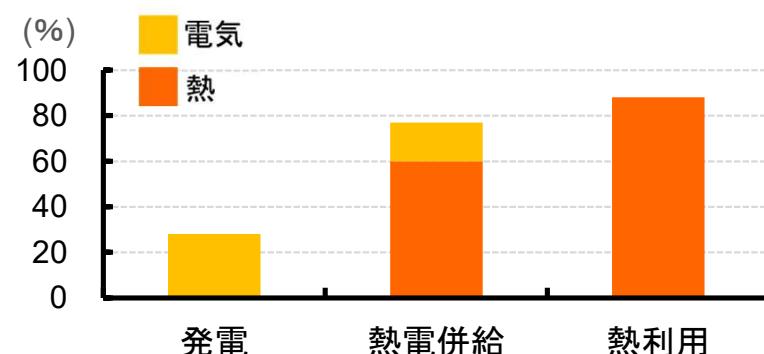
## ◇ 木質バイオマスの利用状況



出典:農林水産省「バイオマス種類別の利用率等の推移」

注:林地残材は乾燥重量。各種統計資料等に基づき算出(一部項目に推計値を含む)。

## ◇ 木質バイオマスのエネルギー変換効率(例)



出典:木質資源とことん活用読本 図1-6 から抜粋

# 森林・林業政策における木質バイオマス利用

- ◆ 令和3年6月に策定した「森林・林業基本計画」では、森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させ、2050カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済を実現するという、「グリーン成長」を提示。
- ◆ 木質バイオマスのエネルギー利用については、森林資源の保続が担保された形で、地域内での熱電併給・熱利用等を推進し、林産物の供給及び利用の確保のほか化石燃料代替によるCO2の排出削減にも貢献。

## 森林・林業基本計画(抄)(令和3年6月15日閣議決定)

### 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策

#### 3 林産物の供給及び利用に関する施策

##### (5)木質バイオマスの利用

###### ア エネルギー利用

燃料材については、FIT制度開始以来、未利用材の有効活用と木材需要の下支えの役割を担い、再生可能エネルギーの普及に貢献してきた。他方、地域によっては、その需要が急激に増加し、既存需要者との競合、森林資源の持続的利用等への懸念が生じている。

このため、木質バイオマス発電事業の自立化と、燃料の供給元としての森林の持続可能性の確保を両立させるため、令和2年に、関係府省と関係事業者団体等で「林業・木質バイオマス発電の成長産業化に向けた研究会」を設置した。本研究会の報告書に基づく取組を推進すべく、次のとおり、再造林の確保など森林資源の保続が担保された形での木質バイオマスの利用を図っていく。

(ア)未利用材活用や力スケード利用を基本としつつ、エネルギー変換効率の高い熱利用・熱電併給につき地域内での利用を推進する。また、全木集材による枝条等の活用、未利用材の効率的な運搬収集システムの構築、燃料品質の向上などを通じて燃料材の安定供給を目指す。

(イ)(略)

注:「力スケード利用」とは、多段階での利用。木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙等の利用を経て、最終段階で燃料として利用することをいう。

# 木質バイオマス利用促進施設整備

【令和7年度予算概算要求額 7,138,423 (6,510,953) 千円の内数】

## <対策のポイント>

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組や、地域の関係者の連携の下、森林資源を熱利用や熱電併給により地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」をはじめとした地域一体的な木質バイオマスエネルギー利用体制の構築を重点的に支援します。

## ■未利用間伐材等活用機材整備

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組は、  
補助率1/2（枝葉・短尺材を活用する取組は優先採択）

## ■木質バイオマス供給施設整備

未利用木質資源※1の燃料製造・供給に向けた取組は、  
補助率1/3

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合、  
又は、地域活用要件※2に合致するFIT・FIP発電所への供給を主な目的とし、  
かつ政府が推進する地域一体的な計画※3に基づく取組の場合には、  
補助率1/2

また、地域活用要件※2に合致しないFIT・FIP発電施設※4への供給を主な目的とし、  
かつ政府が推進する地域一体的な計画※3に基づく取組でない場合には、  
補助率15%

## ■木質バイオマスエネルギー利用施設整備

未利用木質資源※1の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組は  
補助率1/3※5

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組、  
又は政府が推進する地域一体的な計画※3に基づく取組である場合には、  
補助率1/2

(燃焼灰を有効活用する取組は優先採択)

## 事業実施主体：

地方公共団体、民間事業者等

## <事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。  
都道府県はさらに事業主体へ配分。

### 《補助対象》

#### ■未利用間伐材等活用機材整備

○ 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備

- ・ 移動式チッパー
- ・ 林地残材収集運搬車 等



#### ■木質バイオマス供給施設整備

○ 未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な施設の整備

- ・ 木質燃料製造施設
- ・ 乾燥施設
- ・ 貯木場 等



#### ■木質バイオマスエネルギー利用施設整備

○ 未利用木質資源を熱利用・熱電併給するために必要な施設の整備

- ・ 木質資源利用ボイラー
- ・ 熱利用配管
- ・ 燃料貯蔵庫 等



※1 地域の森林由来の木質バイオマスに相当するもの

※2 FIT制度の新規認定において求められる地域活用要件に相当するもの

※3 総務省の分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスター・プラン等に基づく取組である場合

※4 出力1万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする場合は補助対象外

※5 FIT・FIPを活用する発電施設本体は補助対象外

# 木質バイオマス利用環境整備事業

【令和7年度予算概算要求額 111,633(108,454)千円】

## <対策のポイント>

木質バイオマス発電の燃料材不足等の課題に対応するため、林地残材の利用促進のための環境整備の取組を支援します。また、小規模な熱利用を主とする「地域内エコシステム」の普及のため、モデル構築の取組や関連する技術開発などを支援するとともに、エコシステムの更なる普及に向け、先行事例の情報提供、多様な関係者の交流促進及び人材育成等の機能を持つプラットフォーム（リビングラボ）の構築を支援します。

## <事業の内容>

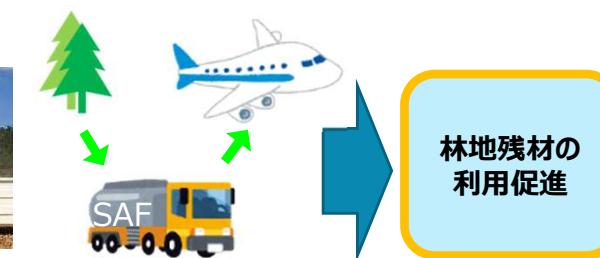
### 1. 林地残材等利用環境整備事業（拡充）

- (1) 増加する燃料材需要へ対応するため、林地残材の利用促進に向けた、効率的な収集・運搬作業システムの開発・実証を支援します。
- (2) SAF（※）や木質由来飼料等に係る木質バイオマスの需要量・動向等の調査を支援します。  
※持続可能な航空燃料（SAF : Sustainable Aviation Fuel）。

### 林地残材の利用促進に向けた環境整備



林地残材の効率的な収集・運搬システムの開発・実証



SAF等に係る需要量・動向等の調査

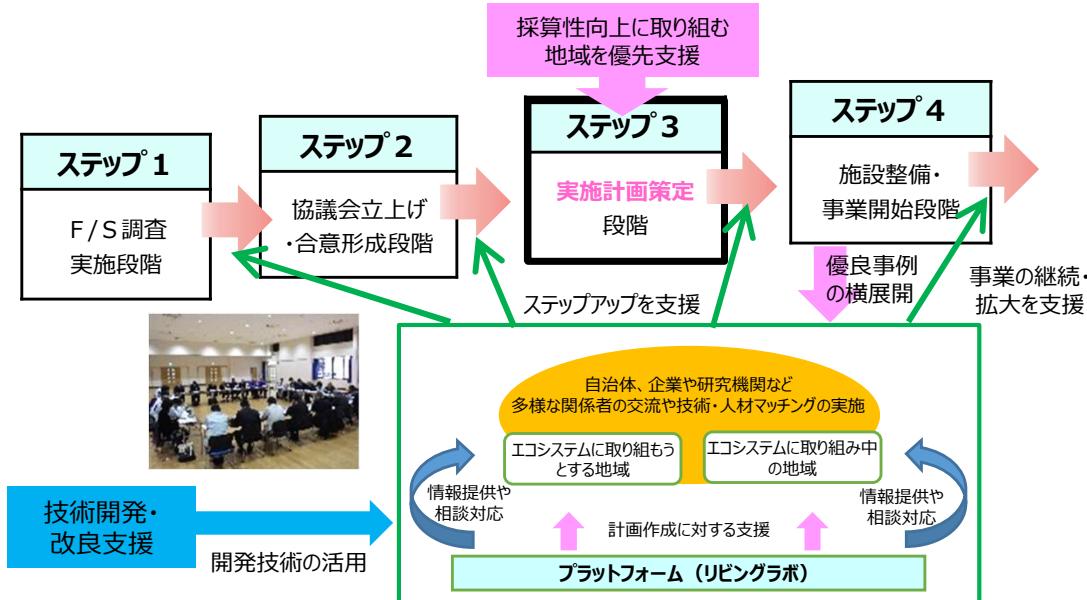
### 2. 「地域内エコシステム」展開支援事業

- (1) 「地域内エコシステム」モデル構築事業
  - ①「地域内エコシステム」のモデル構築に向けて、関係者による地域協議会の運営を支援します。採算性向上に取り組む地域を優先的に支援します。
  - ②燃料の品質向上等に係る技術開発・改良の取組を支援します。
- (2) 「地域内エコシステム」リビングラボ事業
  - ①「地域内エコシステム」の普及のための情報提供（※）、関係者の交流、計画作成支援等の機能を持つプラットフォーム（リビングラボ）の構築を支援します。

### 3. 木質バイオマス利活用施設整備資金等利子助成事業

過去に整備された木質バイオマス利活用施設等への利子助成を引き続き行います。

### 「地域内エコシステム」モデル構築とリビングラボによる展開支援



[お問い合わせ先] 林野庁木材利用課 (03-6744-2297)

## <事業の流れ>

